

令和7年度 大阪駅前ダイヤモンド地区における人中心の道路空間形成にかかる検討調査
業務委託事業者募集要項（公募型プロポーザル）

1 業務名称

令和7年度 大阪駅前ダイヤモンド地区における人中心の道路空間形成にかかる検討調査
業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）目的と概要

大阪駅前ダイヤモンド地区は、昭和中期に実施された市街地改造事業により地区内に幅員 20～40m の高規格道路が整備され、その道路によって大街区化された区画への高度利用が促進されるとともに、地下駐車場ネットワークの形成など自動車アクセス交通の先進的な制御が図られた、大阪を代表する高いポテンシャルを有する地区である。

近年、人中心の空間形成の重要性が増しており、本市においても、御堂筋やなんば駅周辺をはじめとした都心部において、側道閉鎖や歩行者空間化など、道路空間の再構築・利活用による「居心地よく歩きたくなるまちなか」の形成が進められている。

また、令和7年夏ごろに取りまとめを予定している大阪府市の新たな成長戦略「Beyond EXPO 2025」における具体的取組として、御堂筋をはじめとした道路空間再編による新たな都市魅力の創出が掲げられており、道路空間再編の取組をさらに発展させる必要がある。

人中心の道路空間の創出を持続的に発展し広げるには、行政だけでなく市民・地権者等の発意や創意工夫を活かした官民連携による取組が不可欠である。一方で、道路空間再編にあたっては、実施主体や費用負担に加え、周辺地権者および管理者協議などの調整事項が多く、取組のハードルが高いことが実情である。

そこで、本調査では、道路空間再編の整備形態及び将来の交通流動への影響、道路空間再編後の利活用の方針、維持管理スキーム等を整理するとともに、社会実験の実施に係る計画案を作成することにより、大阪駅前ダイヤモンド地区における人中心の道路空間の実現に向けた検討を行う。

（2）業務内容

調査、検討項目は1）～7）の内容を基本とし、調査、検討の手法はプロポーザルでの企画提案内容を基に本市と事業者で協議を行い決定する。

1）大阪駅前ダイヤモンド地区における道路再編整備プラン案に関する図表等の作成

○検討の対象区域（別紙1参照）における道路空間再編の大きな方針（大阪駅前ダイヤモンド地区における道路空間再編整備プラン案）を取りまとめるにあたり、本市より提供する検討内容を基に、当該方針に記載する図表等（位置関係図（広域、詳細）、平面的なイメージ（複数）、空間断面イメージ（複数）、維持管理スキームの概念図、など）を10程度作成すること。

2）道路空間の整備イメージ案の作成

○対象区域において、将来的な道路空間の整備イメージ案を3パターン作成すること。

① 現況の整理

本市から提供する駐車場の出入口などのデータ（別紙2参照）をもとに平面図と断面図の

現況を取りまとめる。

② 整備イメージ案の作成

地形図などを背景に、歩行者空間化などの道路空間再編による将来の整備イメージ案として、平面図及び断面図を下記の3パターン作成する。なお、空間については、道路構造令などの一定の根拠に基づくこととするが、設計を行うものではない。また、歩行者空間化した空間の空間利活用に関する詳細については、本市と協議して定めることとする。

- (a) 行き止まり道路を設けないケース
- (b) 行き止まり道路を最大限に設けるケース
- (c) (a)及び(b)の組み合わせのケース（詳細は、本市と協議して定める）

※整備イメージ案の作成においては以下の点に留意すること。

- ・既存の道路内施設（地下街の出入口・植栽など）の移設または廃止
- ・既存の沿道建物の自動車アクセス機能（車寄せ・搬出入車両への影響など）
- ・道路空間再編後の維持管理費用（交通警察員配置の要否など）
- ・道路空間再編後の整備空間の利活用の方法

3) 交通計画の検討

○現状の交通の状況、既に決定の都市開発及び道路空間の整備イメージの内容をふまえ、ダイヤモンド地区全体の交通計画を取りまとめる。なお、交通計画は、現況調査による交通量の把握、パーソントリップ調査などにより、発生集中交通及び通過交通を分類し、交通手段別に取りまとめることを基本とし、詳細については、本市と協議して定めるものとする。

4) 将来の自動車交通による影響の分析

○道路空間の再編による将来の交通流動への影響を整理するとともに、交通処理を円滑に行うための対策案の検討を行う。検討にあたっては下記に示す手順にて実施する。

- ① 本市より現況の自動車交通量や交差点需要率を提供
- ② 交通流動変化の整理（手配分）
- ③ 将来の交通量の整理（周辺の開発による交通量に関するデータを本市より提供）
- ④ 断面交通量、交差点需要率の検討（現況の確認→将来影響、対策検討）

※交差点需要率は、ヒルトン大阪南西部の交差点（東西の大阪市道：北野方面東西38号線、北消防署横通線、南北の大阪市道：南北線）については、必ず評価を行うものとする。

5) 道路空間再編後の維持管理スキームの検討

○2)において作成した整備イメージ案をふまえ、整備後の維持管理計画を作成する。

想定される維持管理計画の内容は以下に示すとおりとなる。

- ・将来の維持管理にかかる費用の算出
- ・収入確保案の作成（広告収入（デジタルサイネージ・バナー）、イベント収入など）

※収入については、関係事業者へのヒアリングを行うものとする。

- ・収支計画の作成
- ・維持管理の法的手法の整理

6) 社会実験計画の作成（実施計画の計画案）

○2)において作成した整備イメージ案をもとに、道路空間再編の実施にあたり必要となる以下の社会実験について、その実施計画案を作成する。

- ・交通影響（自動車（来訪、自社、荷捌き）、歩行者流動）に関する社会実験
- ・歩行者空間の利活用に関する社会実験

○実施計画案の作成にあたっては、実験時の交通規制や平面配置、費用の概算などを整理することとし、警察協議などの関係者協議において必要となる詳細図面等は、本業務の対象外とする。

7) 官民検討会の資料作成及び会議運営補助

○道路空間再編の検討にあたり、今後地権者等と設立予定の検討会の実施にかかる資料の作成、および検討会資料準備等の会議運営補助を実施する。（1回程度を想定）

8) 報告書の作成

1) ～ 7) の内容を報告書としてとりまとめる。

9) 打合せ協議

着手時、中間（1回）、成果品納入時の計3回。

3 契約条件等に関する事項

(1) 予算規模（契約上限額）

金 13,959,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 費用支払

前項に定めた履行期間内に成果品が納品された後、発注者による内容の検査を経て、契約金額を支払うものとする。

(3) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(4) 業務委託契約書

別紙「業務委託契約書（案）」参照

※「業務委託契約書（案）」は現時点での案であり、今後変更となる場合がある。

※「業務委託契約書（案）」にある「設計図書（仕様書等）」は、本要項の記載内容及び受託者の提案内容等を踏まえて、今後作成する。

(5) 業務報告書等の作成

①業務の着手時に提出する書類

- ・業務着手通知書（1 部）
- ・業務実施計画書及び工程表（1 部）
- ・管理技術者通知書（1 部）
- ②業務の実施中に提出する書類
 - ・業務打合せ書（1 部 必要に応じて、随時）
 - ・貸与品借用書、返納書（1 部 必要に応じて、随時）
- ③業務完了時に提出する書類
 - ・報告書（2 部）
 - ・報告書概要版（2 部）
 - （報告書の概要をA4またはA3判2～3枚程度にまとめたもの）
 - ・その他、業務によって得られた資料一式
 - ・上記の電子データ CD-ROMもしくはDVD-ROM（2 部）

※Microsoft Office Word、Excel、PowerPoint を使用して作成すること。これらによらない場合は、発注者と協議の上使用ソフトを決定すること。

※外観からタイトル・内容等がわかるようにすること。

※提出する電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行うこと。使用したウィルスソフト並びにウイルスチェックの日付を記入すること。

※成果品については、できる限り再生紙を使用すること。

（6）契約期間

契約日から令和8年3月31日（火）

4 再委託等の禁止

- （1）業務等の全部を一括して、または次の主たる部分を第三者に再委託することはできない。
（主たる部分）
 - ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- （2）コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、大阪市の承諾を必要としない。
- （3）前記（1）及び（2）に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により大阪市の承諾を得なければならない。
- （4）地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式もしくはプロポーザル方式で受注者を選定したときはこの限りではない。
- （5）受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

5 応募資格

次に掲げる要件の全てに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認められた者は、プロポーザルに参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 「参加申請書」の交付期限から審査結果通知日までの間のいずれかの日においても、大阪市競争入札参加停止措置要綱（平成 7 年 4 月 1 日制定）に基づく参加停止措置を受けていない者であること。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 23 年 9 月 1 日制定）に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 大阪市入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）にて種目「500:建設コンサルタント（業務種別）511:都市計画及び地方計画（登録部門等）」で入札参加資格を有していること
(共同企業体での参加を希望する場合は、共同企業体の構成員代表者が入札参加資格を有していること。)
- (5) 共同企業体での参加を希望する場合は、業務委託特別共同企業体結成届および業務委託特別共同企業体協定書の写しを提出すること。ただし、共同企業体を構成している構成員は他に構成する共同企業体または単体で参加することはできない。

(6) 関係会社の参加制限

当該プロポーザルに参加しようとする者で、次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの 1 者しか参加できないものとする。

- ①親会社と子会社（会社法第 2 条第 3 号及び第 4 号の規定による親会社及び子会社。以下同じ）の関係にある場合。ただし、子会社が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下、更生会社という）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。ただし、子会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
- ③一方の会社の役員が、他方の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が、更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

6 業者選定にあたっての手続き等に関する事項

(1) 書類の交付

①交付書類

- (ア) 検討調査業務委託事業者募集要項（公募型プロポーザル）（本文書）

- (イ) 業務委託契約書（案）
- (ウ) 参加申請書
- (エ) 誓約書
- (オ) 業務委託特別共同企業体結成届
- (カ) 業務委託特別共同企業体協定書（例）
- (キ) 提案書の作成について
- (ク) 提案書（様式 1～5）

② 交付書類交付期間

令和 7 年 6 月 16 日（月）～ 6 月 30 日（月）

（本庁開庁日 午前 9 時～午後 5 時 30 分（午後 0 時 15 分～午後 1 時を除く））

③ 交付書類交付場所等

- ・ 〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号
大阪市役所 本庁舎 7 階 計画調整局開発調整部開発計画課
- ・ 大阪市ホームページ

掲載ページ：「産業・ビジネス」 > 「入札契約情報」 >

「業務委託入札等情報（測量・建設コンサルタント等含む）」 >

「プロポーザル方式等発注案件」 > 「計画調整局 プロポーザル方式等発注案件」

（2）参加申請書及び参加資格審査資料による提案書提出者の決定

当該プロポーザル方式による受託者選定手続きへの参加を希望する者は、次のとおり、参加申請書等を提出すること。

① 提出書類

「6（1）① 交付書類」のうち（ウ）～（カ）を提出すること。

- ・ （オ）、（カ）は業務委託特別共同企業体を結成する場合のみ提出すること。
- ・ （カ）については交付書類を基に作成した協定書の写しを提出すること。
- ・ 記入に当たっては、「5 応募資格」を参照すること。

② 提出部数

正 1 部

③ 提出期間

令和 7 年 6 月 16 日（月）～ 6 月 30 日（月）午後 5 時 30 分（必着）

（本庁開庁日 午前 9 時～午後 5 時 30 分（午後 0 時 15 分～午後 1 時を除く））

④ 提出方法および提出場所

持参もしくは郵送にて、下記＜提出場所＞まで提出すること。

＜提出場所＞

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号

大阪市役所 本庁舎 7 階 計画調整局開発調整部開発計画課

⑤ 提案書の提出者決定・非決定通知日（予定）

令和 7 年 7 月 3 日（木）

（3）委託事業者の決定

「6（2）⑤ 提案書の提出者決定・非決定通知日（予定）」において提案書提出者として本市

より通知された者は、次のとおり、提案書等の提出、プレゼンテーションを行うこと。

①提出書類

「6（1）①交付書類」のうち（ク）を提出すること。

②提出部数

10部（正1部、写し6部、審査用3部）（クリップ止めとし、製本はしないこと）

※提案書及び映写用データの電子データ一式を保存したCD-ROMもしくはDVD-ROMを併せて提出すること。

※提出する電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行うこと。使用したウィルスソフト並びにウイルスチェックの日付を記入すること

※電子データについてはMicrosoft Office Word、Excel、PowerPointを使用して作成すること。これらによらない場合は、本市と協議の上使用ソフトを決定すること。

※審査用3部は、正の資料から提案書提出者が特定される情報（会社名等）を削除（黒塗りなどの加工を行ったもの）した資料とする。

③提出期間

令和7年7月4日（金）～7月18日（金）午後5時30分（必着）

（本庁開庁日 午前9時～午後5時30分（午後0時15分～午後1時を除く））

④提出方法および提出場所

持参にて、下記＜提出場所＞まで提出すること。

＜提出場所＞

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市政府 本庁舎7階 計画調整局開発調整部開発計画課

⑤プレゼンテーション

提出した提案書をもとに、業務の実施計画等について、プレゼンテーションを行うこと。

なお、プレゼンテーションは、提案書のみ印刷・配布し、配布資料のみを用いて行うこと。

（ア）日 時 令和7年7月23日（予定） ※開始時刻は別途通知

（イ）場 所 計画調整局 会議室（大阪市政府本庁舎） ※場所の詳細は別途通知

（ウ）説明時間 1者あたりの時間は応募数により調整し、別途通知

⑥審査

提出書類及びプレゼンテーションをもとに、業務の実施体制、同種業務の実績、特定テーマに対する技術提案（選定基準参照）を審査し、合計点が最も高い1者を選定する。合計点が同じ提案者が複数いた場合は、特定テーマに対する技術提案（小計75点）の点数が最も高い1者を選定する。ただし、審査の結果、すべての提案が要求水準（合計点60点以上）を満たさない場合は理由を明らかにし、委託事業者を選定しないことができる。

⑦失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

（ア）選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

（イ）他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

（ウ）事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

（エ）提出書類に虚偽の記載を行うこと

(オ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

⑧結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後、速やかに全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

(4) 本公募に関する質問等について

①質問について

(ア) 提出期間

- ・参加申請書及び参加資格審査資料に関する事項について

令和7年6月16日(月)～6月23日(月) 午後5時30分(必着)

(本庁開庁日 午前9時～午後5時30分(午後0時15分～午後1時を除く))

- ・提案書に関する事項について

令和7年7月4日(金)～7月11日(金) 午後5時30分(必着)

(本庁開庁日 午前9時～午後5時30分(午後0時15分～午後1時を除く))

(イ) 提出方法

- ・書面、FAX またはメールにより提出すること。メールによる提出の場合、件名を「質問：令和7年度 大阪駅前ダイヤモンド地区における人中心の道路空間形成にかかる検討調査業務委託」とし、FAX かメールにて提出した際には電話にて担当まで着信確認を行うこと。

(ウ) 受付場所

場所：大阪府役所 本庁舎7階 計画調整局計画調整部開発計画課

〒530-8201 大阪府北区中之島1丁目3番20号

電話番号：06-6208-7607

FAX番号：06-6231-3751

メールアドレス：ea0009@city.osaka.lg.jp

②回答について

- ・参加申請書及び参加資格審査資料に関する事項についての回答は、令和7年6月25日(水)に大阪府ホームページに掲載する。

掲載ページ：「産業・ビジネス」>「入札契約情報」>

「業務委託入札等情報(測量・建設コンサルタント等含む)」>

「プロポーザル方式等発注案件」>

「計画調整局 プロポーザル方式等発注案件」

- ・提案書に関する事項についての回答は、質問の受付日の翌開庁日から起算して3日(休日を含まない)以内を目安に、本市から提案書の提出を依頼したすべての者に、参加申請書「3 提出書類に関する連絡先」記載の E-mail アドレス宛てに送信する。

7 その他の留意事項

(1) 参加申請書等及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) メール・FAX による提出書類の受付は行わない。

(3) 参加申請書及び参加資格審査資料提出期間に参加申請者が現れなかった場合は、当該プロポーザル方式による受注者選定手続きを中止する。なお、1 者のみの参加申請となった場合は受注者選定手続きを行うものとする。

- (4) 参加申請書を提出した者のうち、提案書の提出者として選定されなかった者は、通知した日の翌開庁日から起算して5日（休日を含まない）以内に、書面（様式自由、A4判とする）にて非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、説明請求書面を下記まで持参するものとする。

＜場 所＞ 参加申請書及び参加資格審査資料提出場所に同じ

＜時 間＞ 午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分～午後1時を除く）

- (5) 提案書の提出期間に提案者が現れなかった場合は、当該プロポーザル方式による受託者選定手続きを中止する。なお、1者のみの提案となった場合は受託者選定手続きを行い、要求水準を満たした場合は受託事業者として選定するものとする。
- (6) 評価結果及び選定結果は、決定後速やかに本市ホームページに掲載し、選定されなかった者には、選定されなかった旨及び理由を通知する。この通知を受けた者は、通知をした日の翌開庁日から起算して5日（休日を含まない）以内に、書面（様式自由、A4判とする）にて非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、説明請求書面を下記まで持参するものとする。

＜場 所＞ 参加申請書及び参加資格審査資料提出場所に同じ

＜時 間＞ 午前9時から午後5時30分まで
（午後0時15分～午後1時を除く）

- (7) (4) 及び (6) の申出に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌開庁日から起算して5日（休日を含まない）以内に、下記にて書面により行う。

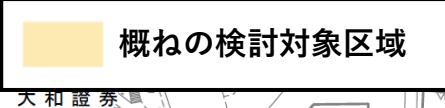
＜場 所＞ 参加申請書等提出場所に同じ

- (8) 提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は返却しない。また、提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は、本プロポーザル方式による受託者の選定以外の目的には使用しない。
- (9) 日程を変更する場合はその都度連絡する。
- (10) 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象とする。
- (11) 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (12) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (13) 審査結果の通知後、契約締結までに提案書を提出した者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

■選定基準

評価項目			基準		配点	
業務実施体制	実施体制の的確性		同種業務の実績があるスタッフを配置し、業務を確実に遂行できる体制であるかを評価する。		10	25
	管理技術者		同種業務の実績があるか、また、その実績として挙げた業務において中心的、あるいは主体的に参画したかを評価する。		10	
業務実施計画			実施方針や実施手順の妥当性を評価する。		5	
テーマに対する技術提案	特定テーマ1	合理性	【他都市事例】 大阪の新しいシンボルエリアとして人が憩える大空間づくりの実現に向け、大阪駅前ダイヤモンド地区において道路空間再編の検討を行うにあたり、道路空間再編を行っている他都市の事例について、参考とすべき考え方や選定した理由を示した上で提示すること。	事例選定の考え方や理由が、大阪駅前ダイヤモンド地区の道路再編検討の参考となる合理的なものであるかを評価する。	10	75
		実現性		提示された他都市事例が、大阪駅前ダイヤモンド地区の地域特性等を踏まえた、実現性を伴ったものであるかを評価する。	10	
	特定テーマ2	提案力	【道路再編空間案及び利活用案】 特定テーマ1で示した事例を参考としつつ、大阪駅前ダイヤモンド地区の現状を踏まえたうえで、人中心の道路空間への再編案、及び再編した道路空間の利活用案を提案すること。	提案内容が、大阪駅前ダイヤモンド地区の道路再編における課題等を踏まえたうえで、魅力的な道路空間形成に資する優れたものであるかを評価する。	20	
		実現性		提案内容が、大阪駅前ダイヤモンド地区の地域特性等を踏まえた、実現性を伴ったものであるかを評価する。	15	
	特定テーマ3	合理性	【再編後の空間の管理運営スキーム案】 特定テーマ2での提案内容を踏まえ、再編した道路空間における民間活力を活かした自立的な維持管理・運営スキーム案を提案すること。	提案内容が、大阪駅前ダイヤモンド地区の地域特性等を踏まえた合理的なものであるかを評価する。	10	
		実現性		提案された管理運営スキーム案が、大阪駅前ダイヤモンド地区の地域特性等を踏まえた、実現性を伴ったものであるかを評価する。	10	
合計					100	

別紙 1

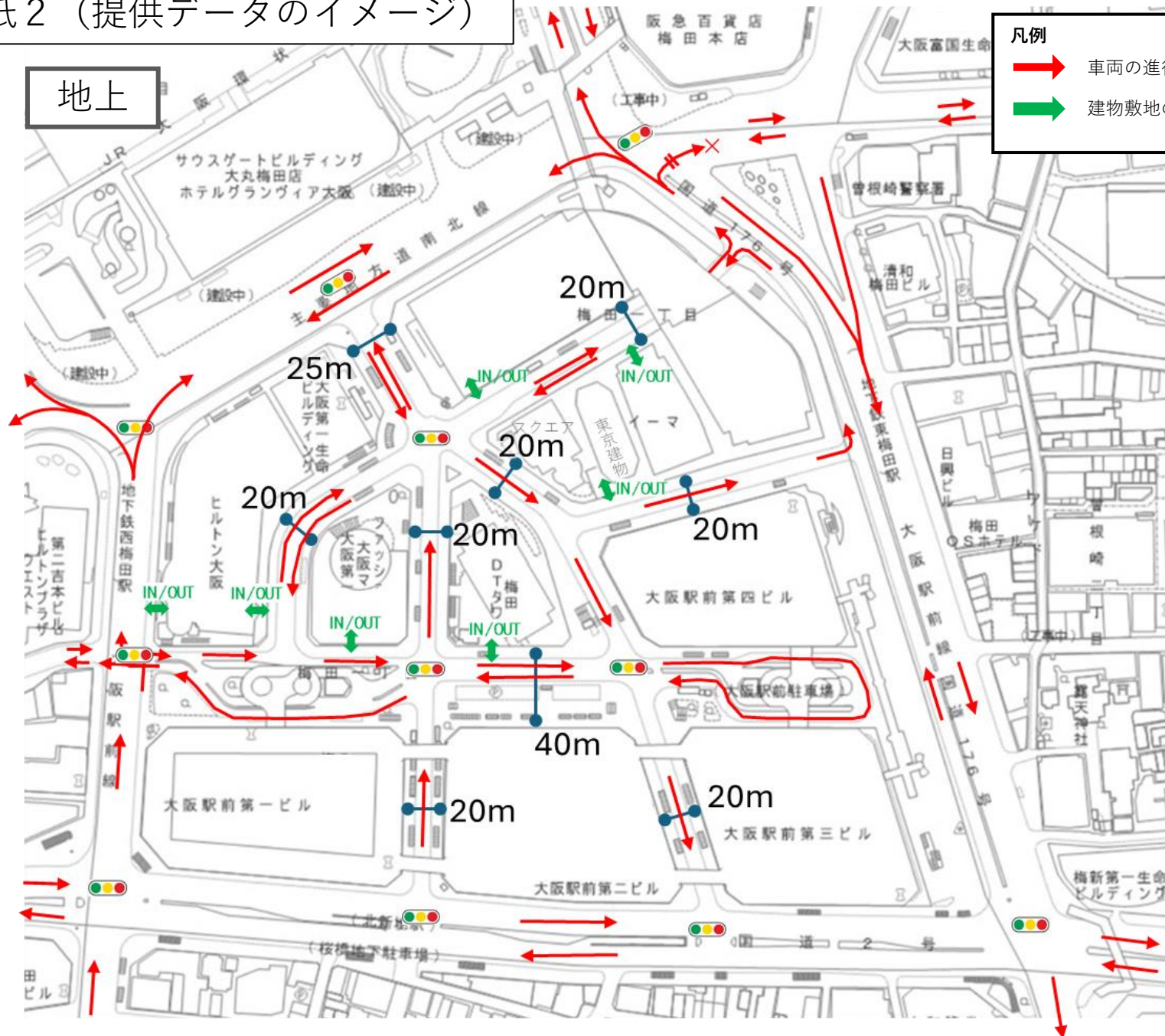


別紙2 (提供データのイメージ)

地上

凡例

- 車両の進行方向
- 建物敷地の車両出入り口



別紙2 (提供データのイメージ)

